

避難所開設・運営ガイドライン別冊

(新型コロナ禍版)



令和2年6月

大阪市城東区役所

—はじめに—

本ガイドライン別冊（新型コロナ禍版）は、新型コロナウイルスが流行している状況下において、避難所開設や運営時における感染拡大の防止を目的にまとめたものです。

マニュアルを作成する場合は、本ガイドラインを参考にしていただきますようお願いします。

なお、一般的な避難所開設・運営は、「避難所開設・運営ガイドライン」を参照してください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をねがいします

「密閉」「密集」「密接」しない！

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意！

他の人と
十分な距離を取る！

2メートル

窓やドアを開け
こまめに換気を！

屋外でも密集するような
運動は避けましょう！
少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫

飲食店でも距離を取りましょう！
・多人数での会食は避ける
・隣と一つ飛ばしに座る
・互い違いに座る

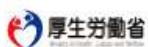
会話をするときは
マスクをつけましょう！

5分間の会話は
1回の咳と同じ

電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう！



首相官邸



厚生労働省

厚労省 コロナ

検索

■厚生労働省フリーダイヤル

0120-565653



目次

	頁
1 避難所の開設・閉鎖	4
2 熱咳等症状者用スペースの確保と設置	4
3 療養スペースの入所と運営	4
4 避難者の受付	6
5 避難所入所後の留意点、周知事項など	7
6 訪問者の受入	9
7 在宅避難者、車中泊避難者等への対応	9
8 避難所担当者の感染予防と注意点	9
9 必要物品の準備	11

資料

- 災害時避難所 配置図（例）
呼びかけ文例 感染症バージョン 開設準備中・受付時
様式別1 避難所での生活ルール例
様式別2 清掃に関するルール
様式別3 組織表
様式別4-1 避難所受付簿
様式別4-2 避難所受付簿（療養）
様式別5-1 避難者の受付ルール
様式別5-2 受付の手順
様式別6 避難所運営日報
様式別7-1 傷病者リスト
様式別7-2 療養者リスト
様式別8 トイレの使用ルール
様式別9 備蓄物資一覧
様式別10 避難所状況報告書
様式別11 出入者管理簿【避難者用】
様式別12 出入者管理簿【訪問者用】
様式別13 体調確認票
様式別14-1 健康記録表
様式別14-2 健康記録表（療養対象者）
様式別14-3 健康記録表（担当者）
様式別15-1 巡回簿
様式別15-2 巡回簿（療養スペース）
様式別16-1 食事配布簿
様式別16-2 食事配布簿（療養対象者）
様式別17 居住における避難者の注意事項

1 避難所の開設・閉鎖

- ・避難所の開設期間は、新型コロナ禍では拡大防止の観点から災害救助法に基づく内閣府告示による日数（7日以内）を基本とします。
- ・避難所の集約・閉鎖には、開設当初から避難者に説明し理解と協力を得ることが必要です。
- ・自宅建物が被災しているなど引き続き避難が必要な方については、みなし仮設住宅などに入所していただきます。
- ・退所後のみなし仮設住宅などの相談窓口は、区本部に設けます。
※みなし仮設住宅への入居には相応の期間を要することが見込まれます。

2 熱咳等症状者用スペース（以下、「療養スペース」という）の確保と設置

- ・「一般避難者」と「熱咳等症状者」が接触しないよう、施設管理者と協議のうえ、避難所内に一般の避難スペースとは別に、熱咳等症状者専用の療養（隔離）スペースを設置します。
- ・療養スペースは、別棟を原則とし、困難な場合は専用階又は一般避難スペースとできるだけ離れた専用室を設けます。
- ・専用階又は専用室の場合は、一般避難スペースと階段などを共用しないよう階段を指定し、動線分離を図ります。
- ・療養スペースの周辺をカラーコーンなどで立ち入り制限エリアとし、ビニールテープを床に貼付するなど動線を分け、目で見えるようにしておきます。

※「熱咳等症状者」とは・・・

- ・37.5℃以上の発熱のある方
- ・咳、くしゃみなどの症状のある方

3 療養スペースの入所と運営

① 療養スペースの入所

- ・入所時の検温、避難所内での定期的な検温で 37.5℃以上の発熱が確認された場合や、体調不良の申し出があった場合は、直ちに療養スペースに案内し他の避難者と接触しないようにします。
- ・また、小学生以下の子供が対象者の場合は、保護者も同伴して移動するようにします。
- ・なお、移動後に発熱が収まった場合や、体調不良が改善した場合でも、一般避難スペースに移動することは不可とします。

② 療養スペースの運営

療養スペースは「熱咳等症状者」が入所することとし、当該スペースは、大阪市災害時保健師活動マニュアルを参考に、原則として区本部が対応します。

- ・療養スペースでは、一人当たりのスペースは原則として 6 m²とし、出入口に、消毒マット、飛沫防止用ビニールシートを設置します。

- ・ 出入口付近に、手指用の消毒液を備えておきます
- ・ 療養者は必ずマスクを着用し、療養（隔離）スペースから外に出ないこと、指定したトイレ以外を使用しないことを徹底します。
- ・ 食事の配布は、直接手渡さず、置き場所を決めて配布します。
- ・ 複数方向の窓を開けるなど、空気の流れができるように定期に換気を行います。
- ・ 避難者が個々のスペースを確認できるよう床にビニールテープで印を付けておきます。（共通）
- ・ できる限り、ダンボールやパーテーションで個室をつくります。
- ・ 各避難者にごみ袋を支給し、汚物やごみは密閉しスペース内の所定場所に置いておくようにします。
- ・ ごみは、区職員が収集し廃棄場に持って行くようにします。
- ・ 注意事項については、掲示し周知徹底を図ります。（共通）
- ・ 入室者を濃厚接触者として扱わなければならない可能性が生じるため、療養室に入室する際は、サージカルマスク、ガウン、手袋、フェイスシールド等を着用することが望ましい。
- ・ 新型コロナウィルス感染症を疑う場合（以下の厚生労働省・相談の目安、又は陽性者との濃厚な接触歴がある等）は、速やかに各避難所を巡回する保健福祉班及び大阪市新型コロナウィルス受診相談センター（電話：06-6647-0641）に報告します。

帰国者・接触者相談センター等への相談の目安

厚生労働省新型コロナウィルス感染症対策推進本部事務連絡 2020年5月8日

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合
- ・ 重症化しやすい方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

- ・ スペース内避難者の容態が急変した場合は、救急車を手配します。

4 避難者の受付

① 健康確認の体制と注意事項（備品リスト①）

- ・避難スペースへの入口において、事前に検温している人は申告で、検温していない人は非接触型体温計で体温測定を行い、聞き取りによって体調確認票（様式別13）による体調を確認し、「一般避難者」と「熱咳等症状者」に振分けます。
- ・振分けする際は、検温する担当と体調確認票（様式別13）を記載する担当の2人1組で行います。
- ・体調確認票（様式別13）は、一般避難者スペース、又は療養スペースの受付に持参していただきます
- ・避難者の安全確保の観点から、施設の安全確認、受付の準備が整うまで、拡声器やメガホン等を利用し大きな声で「一般避難者」と「熱咳等症状者」にわかつてグラウンド等での待機すること、混雑した状況であっても、2メートル程度間隔を空けて並んでもらうこと、発熱や体調が悪い方は申し出ることを、掲示するとともに繰り返しアナウンスします。（呼びかけ文例感染症バージョン）
- ・避難所の受付においては、受付者はマスクと手袋、フェイスシールドを必ず着用します。
- ・避難者は消毒液で手指消毒していただき、マスクを着用していない人は備蓄のマスクを着用していただきます。



② 受付の準備と注意事項（備品リスト②、備品リスト③）

- ・長机、椅子、筆記用具、避難者用筆記用具（大量）、非接触の体温計、消毒に使用する使い捨てペーパー、ゴミ袋（大量に大と小）、消毒液、マスク、検温結果と問診票提出確認欄のある避難所受付簿（様式別4-3）、体調確認票（様式別13）により受付を設営します。
- ・一般スペースと療養スペースの2箇所に受付場所を設置します。
- ・避難者受付簿の記載をしていただきます。
- ・記載台を設ける場合は、避難者同士が、1m（できれば2m）の間隔を保つよう記載台を配置します。
- ・筆記用具等共用物品は、使用後毎回、次亜塩素酸を含ませたペーパータオルでふき取ります。
- ・出来るだけ接しないよう記載台を配置します。
- ・筆記用具は、消毒液を含ませたペーパータオルでふき取ります。

- 受付場所等に避難所配置図、避難所での生活ルール（様式別1）、新型コロナ禍であること、避難所開設日数は災害救助法に基づく内閣府告示による日数（7日以内）を基本であることを、目立つ場所に張り紙を掲示するなどして周知を図ります。
- 高齢者・妊産婦・乳幼児・基礎疾患のある人は壁で仕切られた居室にダンボールベッドやダンボールで間仕切りを設置などに配慮します。

5 一般避難スペース入所後の留意点、周知事項など

① 基本的事項

- 避難者の健康状態をチェックするため、体温計を常備し、毎日朝、夕に体温測定を行い、検温結果や体調の変化などを毎日「健康記録表」（様式別14-1）に記載することをルール化しておきます。
- 体調に異変を感じた場合には、運営担当者にすぐに申し出ることを周知します。
- 検温の結果、37.5°C以上の発熱がある場合は、直ちに療養（隔離）スペースに移動し、区本部に連絡します。
- 倦怠感、臭覚、味覚障害、咳など体調に異変を感じた場合も、同様の措置を講じます。
- 避難所の各所に消毒液を配置するとともに、うがいや手指消毒の励行、マスクの着用や咳工チケットの遵守することなど、居室をはじめトイレや洗面所などの目に付きやすい所に掲示します。



- なお、「避難所工チケット徹底」、「衛生環境確保」及び「換気・スペースの確保」については、「避難所における感染対策マニュアル」を参考にし、適切に行います。
- 衛生環境を整えるため、避難所物品等は定期に、また、目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃します。

「避難所における感染対策マニュアル」

2011年3月24日版 平成22年度厚生労働科学研究費補助金 「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）作成

② 居室・療養（隔離）スペースへの入所

- 避難所の入口に消毒液に浸したマット（毛布やバスタオル等でも可）を敷き、必ず踏んでから入所していただきます。

消毒用マットの作り方：次亜塩素酸ナトリウムで浸す 又は
塩素系漂白剤（台所漂白剤等）を濃度0.05%に薄めたもので浸す

- 居室は土足禁止とし、用意しておいたビニール袋に個人別に靴を入れてもらいます。
- 車いすはマット通過後に、車輪をふき取るようにします。

- 手洗いは石鹼又はハンドソープで30秒程度しっかり洗うようにします。
- 手をふくタオルは共有せず、個人の持ち物又は使い捨てペーパータオルを使用します。



居室スペース



- 一人当たりスペースは概ね 4 m^2 を基本とします
- 居住スペース間は、少なくとも 2m の距離を保ちます。
- 世帯ごとなど区画を、パーテーションで間仕切るなど感染防止に努めます。

③ 居室における注意事項（様式別17を入所時に配布するとともに室内にも掲示）

- マスクを終日着用し、食事などでマスクを外した時はポケットに入れたり、机などに放置したりしない。
- マスクを触った後は必ず手洗いする。
- 複数方向の窓があれば両方開ける、窓が1カ所の場合は出入口扉も開ける等空気の流れができるように換気する。（目安：1時間毎、10分）
- 手洗い時のタオルは、各自の持ち物を使用。使い捨てペーパータオルを利用する場合は、使用後にゴミ袋に廃棄して、他の人の持ち物に触れない。
- 外出から戻った際は、上着・荷物・カバン等は部屋に持ち込む前に入口の外でほこりを掃い、濡れているときはふく。必ず石鹼での手洗いを励行する。
- 感染予防の観点からも口腔内を清潔に保つため歯磨きを励行する。
- 面談する場合は、最低2mあけて、テーブルなどでは向かい合わせにならないよう着席し、15分以上にならないようにする。
- 感染の可能性のある人に接触したら、マスクを取り替え、手洗いし、衣服も着替えるか消毒する。
- スリッパ等の室内履きも共有しない。
- 食事は同じ方向に並んで座るようにする。向かい合わせは禁止。
- 食事は家族単位とする。ほかの避難者と集まって食べない。
- 食器は使い捨てにする。
- ゴミ袋を配布して家族単位でゴミを集めて密封し、ゴミ集積場所に廃棄する。
- 寝る場所はできるだけ床から高くして床からほこりを吸い込まないようにする。
- 共用で触るところ（ドアノブ、引き戸口、テーブル、窓ガラス、手すり、水道栓など）は定期的（30分毎程度）に消毒液でふき取る。
- 簡易トイレを使用した場合、袋は使用のたびに交換する。
- 療養（隔離）スペース避難者のエリアには入らない。

- ・ 感染予防のため、避難所からの外出は必要最小限にする。

6 訪問者の受入

- ・ 新型コロナ禍では原則として避難スペースに面会者を入れないこととします。
- ・ 面会室を設ける場合は、訪問者が避難所内に入る場合（様式別12）は、検温を行い、発熱や咳など感染症の症状がある場合は、入所を断ります。
- ・ 訪問者には氏名・連絡先を記載できる名簿を作成しておきます。
- ・ 入所時の手洗い、手指消毒を行っていただきます。
- ・ マスクを着用されていない場合は提供します。
- ・ 車いすや介添えで接触が必要な時は、お互いに手洗いと消毒を行います。
- ・ テーブル、椅子など触れる場所を使用前、使用後には消毒します。
- ・ 対面での接触は、行わないこととします。
- ・ 電話やメール等で、済むことは訪問を控えるように促します。
- ・ なお、マスコミなどの取材等は、原則として断ることとします。

7 在宅避難者、車中泊避難者等への対応

- ・ 感染症流行時には、可能な限り在宅避難や知人宅等避難を呼びかけます。
- ・ 避難者の支援については、避難所で生活する人だけではなく、在宅または車中、テントにて避難生活をされている人も対象とします。
- ・ 在宅避難等を予定されている方には事前に配給等の方法について周知しておきます。

8 避難所担当者の感染予防と注意点

① 手洗いの実施

- ・ 入所時・面談後・食後など都度手洗い、消毒を行います
- ・ 手洗いは、石けんやハンドソープで30秒程度しっかり洗うようにします。
- ・ タオルは共有せず、自分用を持参しておきます。
- ・ 避難者と訪問者（避難スペース内に入れない）にも手洗いを勧めます
- ・ 手洗いできない時のために、ウエットティッシュや手指消毒液などを携帯します。
- ・ アルコール消毒等は、1回の消毒に2ミリリットル以上手にとり、15秒以上手に刷り込むことが必要です。

② マスクは常時着用

- ・ 飛沫感染を防ぐため、会話中は絶対外さないようにします。
- ・ マスクは、汚れていると考え、表面をさわらず、耳ひもを小指で着脱します。
- ・ マスクを着脱した後は手を洗い、はずしたマスクをポケットに入れないようにします。

③ 対面・対話の注意点

- ・ 対面で会話する時は、2m程度離れるなどなるべく間隔を空け、手の届く距離に近付かないようにします。
- ・ 正面向かっての会話を避けて対角になるような位置を心掛けます

- ・ 部屋のドアや窓を隨時開放し、換気します
- ・ 対話を時間は短くし、15分未満で休憩を取るなどします。

④ 避難所運営の留意点

(清掃)

- ・ 多くの人が触る場所は、定期的（1時間毎程度）に消毒することや、見過ごさないようにします。
例：ドアノブ、エレベーターボタン、会話テーブル、椅子、自転車ハンドル、車いすなど
- ・ 消毒液は吹きかけるだけでなく、乾いたペーパータオルなどで拭きとるようにします。
- ・ プラスチックや金属には、3日ぐらいウイルスが残ることもあるため、定期的に消毒します。
- ・ 拭きとりには、可能であれば、ペーパータオル等の使い捨てが適当です
- ・ 各自でウェットティッシュや消毒液などを携帯し、常に手やテーブルを消毒できるようにしておきます。

(食事)

- ・ 食品・物資の手渡しは厳禁です。個包装の製品を準備します。
- ・ 避難者が一斉に取りに来ないようエリア毎に配布します。
- ・ 配布場所にはアルコール消毒液を設置しておきます。

(その他)

- ・ 複数方向の窓があれば両方開けるか、窓が1カ所の場合は出入口扉も開ける等空気の流れができるように換気します。（目安：1時間毎、10分）
- ・ ライフライン機能の復旧状況などを迅速に情報提供し、自宅避難を促します。

⑤ 勤務中の注意

- ・ 出勤した時と終了時に体温を測り、毎日記録することを徹底します。
- ・ 担当区域（療養スペースと一般スペース）から出ないことを徹底します。
- ・ 就業後等に、同僚などと一緒に外出や食事しないように心がけます。
- ・ 外出から帰ってきたら、屋外で服のほこりをブラッシングします。
- ・ 体調不良などを感じたら、直ちに業務を中断し、報告のうえ帰宅し療養します。

⑥ 避難所で感染症の疑いが発生した場合の備え

- ・ 避難所で感染者が出た場合、避難所を封鎖するかどうか、保健部門と相談し、必要に応じて接触した職員は検査を受けるようにします。
- ・ 毎日、療養（隔離）スペース異動者数など感染に関する状況を記録し、必要に応じて保健所に報告できるようにしておきます。

例：避難者の健康状態・外来訪問者の記録・その他気がついたことなど

9 必要物品の準備

- ・ 感染防止用に必要な物品を、新たに備蓄する必要があります。
- ・ また、平素から家庭で備蓄している物資に加えて、マスクや体温計、アルコール消毒液などの感染症対策に必要な物質を避難所に持参する必要があります。



【参考】避難所開設の事前準備

新型コロナ渦に避難所を開設する際は、避難所の施設管理者や、地域自主防災組織と運営などに関する事前調整や、避難所担当者に対して周知を行っておくことが必要です。

なお、本ガイドライン別冊は、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡を参考に作成しています。

令和2年4月7日 厚生労働省事務連絡（概要）

■避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（概要）

●可能な限り多くの避難所の開設

通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図り、ホテルや旅館等の活用等も検討

●親戚や友人の家等への避難の検討

可能な場合は親戚や友人の家等への避難検討を周知

●自宅療養者等の避難の検討

感染症の軽症者等は、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討

●避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認は、避難所到着時に行うことが望ましい。

避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認

●手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底

●避難所の衛生環境の確保

定期的に清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える

●十分な換気の実施、スペースの確保等

避難所内は、十分な換気に努め、避難者が十分なスペースを確保

●発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保

症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーンと動線を区分

●避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、適切な対応を事前に検討。